

厚真町災害時空地等利用計画

令和5年2月

厚真町防災会議

目 次

第1章 基本的な考え方	1
第1 目的	1
第2 計画の見直し	1
第3 用語の意義	1
第2章 想定される災害	3
第1 地震による被害想定	3
第2 津波災害による被害想定	5
第3 洪水・浸水害	7
第4 土砂災害	7
第5 その他の災害等	9
第3章 利用の目的等	11
第1 利用の計画	11
第2 主な利用目的	11
第4章 災害時空地利用情報の把握	12
第1 発令基準	12
第2 収集する地積基準	12
第3 利用可能な空地情報の整理	12
第5章 災害時空地利用の予定	13
第1 施設・空地利用予定	13
第2 空地利用場所	13
第6章 利用ニーズの調整	14
第1 利用要望の調整	14
第2 優先順位の決定	14
第7章 計画の見直し・更新	15
第1 定期見直し	15

第2	その他の見直し	15
別紙第1	ヘリポートの離着陸に必要な地積	16
別紙第2	家畜伝染病予防法に基づく埋却要領	17
別紙第3	災害時等の施設・空地利用計画	20
別紙第4	災害時空地等利用予定場所	21
別紙第5	災害時空地等利用予定場所図	22

第1章 基本的な考え方

第1 目的

災害時等空地利用計画は、大規模災害等が発生し、防災関係機関による災害応急対策や応急復旧活動の実施に伴い多くの所要が発生する空地需要に対し、現存町有地等の利用に関して、あらかじめ計画しておくことにより、合理的な空地利用を図り、災害等の処置及び復旧・復興活動の迅速化に資することを目的とする。

第2 計画の位置付け（地域防災計画との関係）

災害時等空地利用計画は、厚真町地域防災計画における住宅対策、給水対策、廃棄物等処理対策、防災関係機関等受援対策、災害ボランティア受入対策、復旧資材等置場、防災ヘリポート等の地積確保及び家畜伝染病埋却場所の利用等について、地域の使用を具体化するために計画策定するものである。

第3 用語の定義

1 災害等空地利用

災害時等空地利用とは、現時点で町が保有する利活用がない土地や平常時は周辺住民の生活・コミュニティの場や憩いの場として活用される場所などを、大規模な災害等が発生した場合等に住民の一時避難場所や防災関係機関による救助・救援活動、ヘリポート、災害ボランティア受入、応急仮設住宅の建設地、災害廃棄物の一時集積場所、家畜伝染病埋却場所などの応急対策活動や復旧復興活動の様々なニーズに対応するため、町が保有する空き地などを利用して防災・災害対策活動を行うことをいう。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅とは、大規模災害により住宅を失った被災者に対して提供される応急的、一時的な住宅のことであり、応急仮設住宅には、空き地にプレハブ・トレーラーハウス等の建設する建設型応急仮設住宅と空き室となっている民間賃貸住宅を借り上げ、被災者に提供する借上げ型応急住宅をいう。

本計画では、建設型応急仮設住宅を対象とする。

3 防災ヘリポート

防災ヘリポートとは、災害発生時に救助・救援活動等における人員・資材等の輸送・運搬のため、自衛隊ヘリ、消防ヘリ及び警察ヘリ等が離着陸する場所をいう。

4 災害廃棄物集積場所

災害廃棄物集積場所とは、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、町がその処理を実施するために、一時的に集積する場所をいう。

本計画では、被災して町民の住宅等から廃棄物の処理・運搬まで、一時的に集積する場所をいう。

5 災害ボランティアセンター等

災害ボランティアセンターは、大規模な災害が発生した際に被災者の困りごとに対してボランティアの力を借りて、被災者の生活の復旧・復興に向けた福祉救援活動を円滑に行うための組織及び活動する拠点となる場所をいう

本計画ではセンター及びセンターの分室となるサテライトを設置して、ボランティア受入に必要な場所、駐車場を対象とする。

6 家畜伝染病

家畜伝染病予防法によって定められた家畜がかかる伝染病で、特に伝染性が強く一群の家畜を一時に失うおそれのある疾病のことで、狂犬病・牛疫・豚熱（CSF）・炭疽・鳥インフルエンザなどがある。

本計画では、伝染病が発生した場合、原則として、あらかじめ農場ごとに確保している埋却予定地で行うもの試掘等により、埋却溝を設けることができない場合の代替地も含め検討とした。

第2章 想定される災害

第1 地震による被害想定

地震被害は、平成30年2月に北海道が公表した平成28年度地震被害想定調査結果報告書の「石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）」の「冬期の夕方」に発生した地震モデルを想定する。

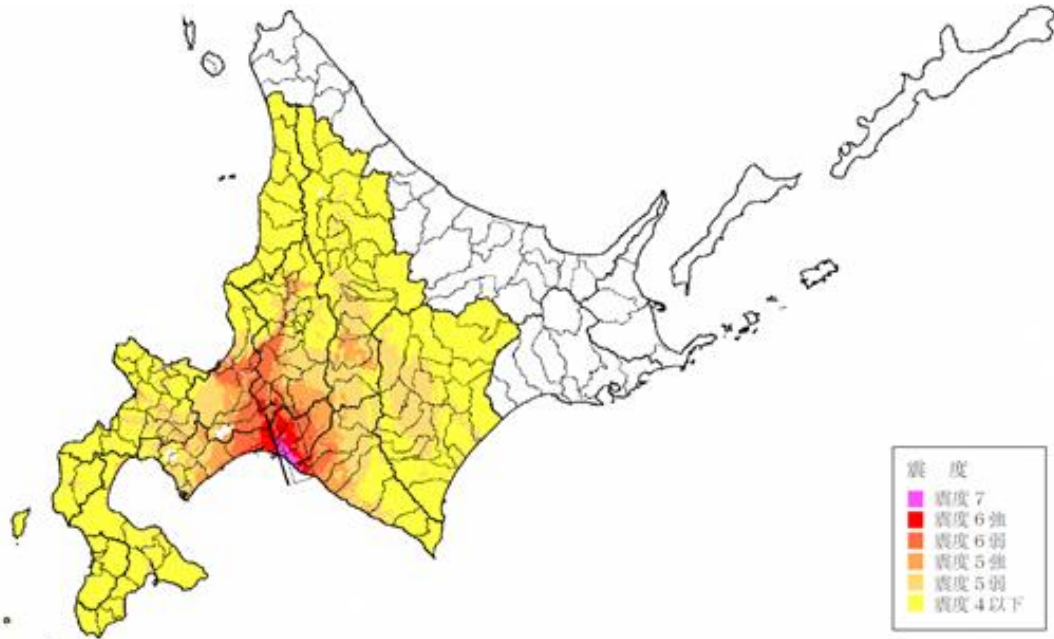


図1_石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）

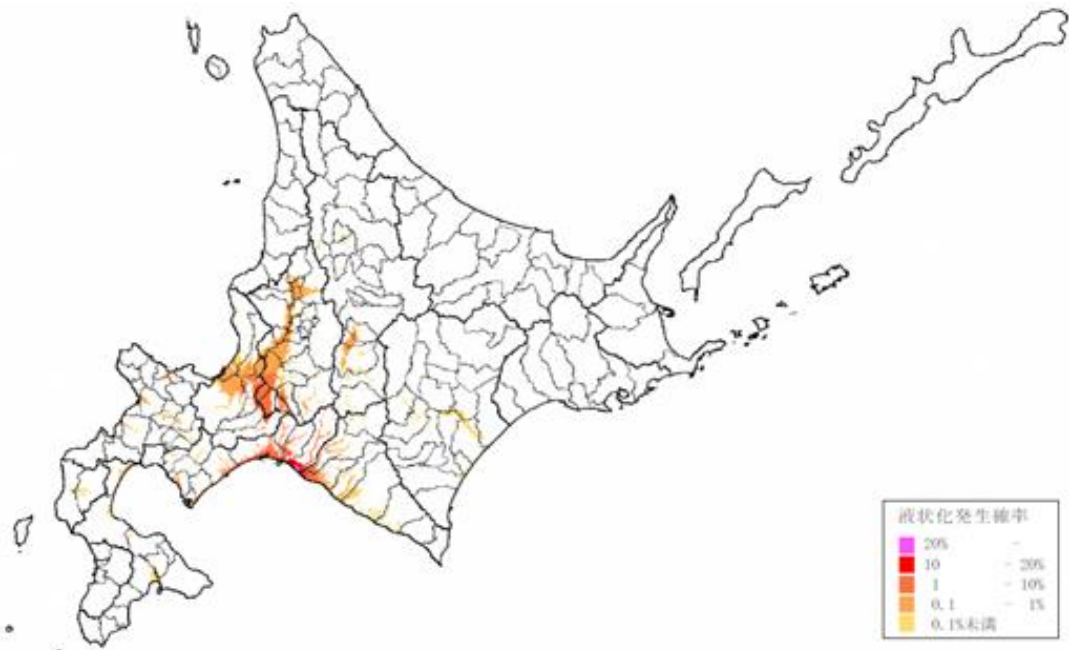


図2_液状化発生確率

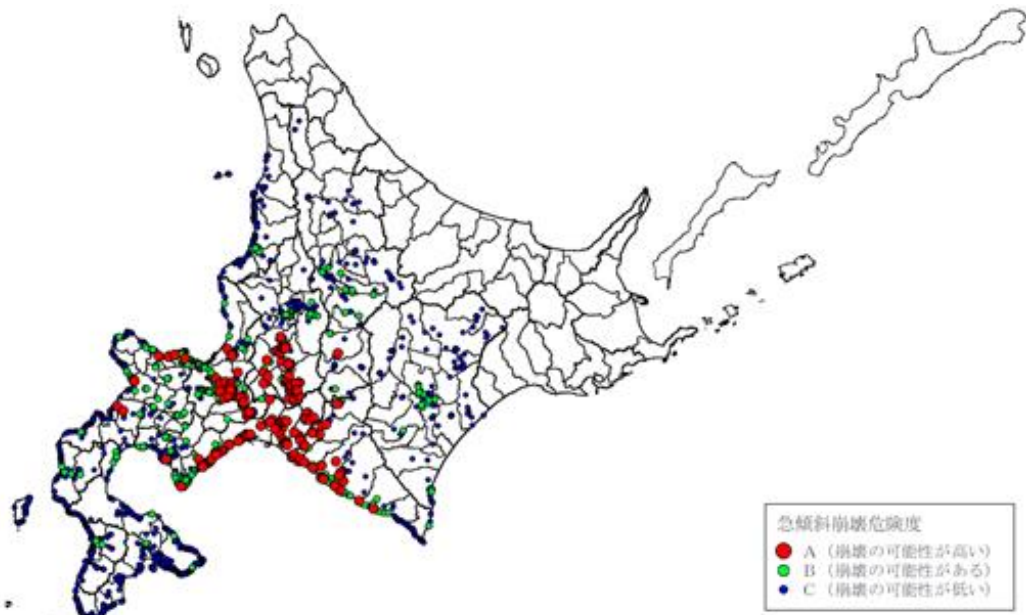


図3_急傾斜地崩壊危険度

表1_厚真町の地震被害想定結果

被害想定項目		小項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	7.0	7.0	7.0
(2)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	22箇所	22箇所	22箇所
		崩壊危険度B(箇所)	6箇所	6箇所	6箇所
		崩壊危険度C(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
(3)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	447棟	447棟	447棟
		揺れによる半壊棟数	728棟	728棟	728棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2棟	2棟	2棟
		液状化による半壊棟数	3棟	3棟	3棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	2棟	2棟	2棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	5棟	5棟	5棟
	計	全壊棟数	451棟	451棟	451棟
	半壊棟数	736棟	736棟	736棟	
(4)火災被害		全出火件数	2件	1件未満	17件
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	9件
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	9棟
(5)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	3人	2人	3人
		揺れによる重傷者数	5人	3人	4人
		揺れによる軽傷者数	63人	42人	49人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	2人	1人未満	1人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	2人
	計	死者数	3人	3人	3人
	重傷者数	6人	3人	5人	

		軽傷者数	66人	43人	52人
	避難者数	避難所生活者数	1,024人	1,024人	1,027人
		避難所外避難者数	551人	551人	553人
		避難者数計	1,575人	1,575人	1,580人
(6) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	572箇所	572箇所	572箇所
		断水世帯数(直後)	1,834世帯	1,834世帯	1,834世帯
		※断水人口(直後)	4,422人	4,422人	4,422人
		断水世帯数(1日後)	1,696世帯	1,696世帯	1,696世帯
		※断水人口(1日後)	4,090人	4,090人	4,090人
		断水世帯数(2日後)	1,692世帯	1,692世帯	1,692世帯
	※断水人口(2日後)	4,080人	4,080人	4,080人	
	下水道の被害	被害延長(km)	4.9km	4.9km	4.9km
		機能支障世帯数	183世帯	183世帯	183世帯
※機能支障人口		441人	441人	441人	
(7) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	11箇所	11箇所	11箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	64箇所	64箇所	64箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		通行支障箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
		通行支障箇所数	5箇所	5箇所	5箇所

第2 津波災害による被害想定

本町の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波災害による被害想定は、次のとおりである。(令和4年7月に北海道による公表)

1 人的被害(死者数)

想定	建物倒壊	津波		急傾斜地崩壊
		早朝避難率高 +呼びかけ	早朝避難率低	
夏・昼	—	20	30	—
冬・夕	—	10	20	—
冬・深夜	—	10	20	—

2 負傷者数・低体温症要対処者数・避難者数

想定	負傷者数		低体温症 要対処者数	避難者数
	早朝避難率高 +呼びかけ	早朝避難率低		早朝避難率低
夏・昼	—	—	/	/
冬・夕	—	—		40
冬・深夜	—	—	10	/

3 建物被害(全壊棟数)

想定	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	合計
夏・昼	—	30	180	—	210
冬・夕	—	30	180	—	210
冬・深夜	—	30	180	—	210

<被害想定条件等>

時期・時間	条件等
夏・昼	木造建築物内の滞留人口が1日中で少ない時間帯であるため、建物倒壊等による人的被害が少なくなると想定されるほか、積雪・凍結等の心配がなく、明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能となり、津波による被害も少なくなる時期・時間帯
冬・夕	火気使用が最も多い時間帯であるため、地震に伴う出火・延焼による被害が想定されるほか、積雪・凍結により避難速度が低下するため、津波による被害も多くなる時期・時間帯
冬・深夜	多くの人自宅に就寝中の時間帯であるため、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結による被害が多くなる時期・時間帯

<避難行動の違い>

避難行動区分	避難する				切迫避難・避難しない
	直ちに避難		用事後避難		
【早期避難率高+呼びかけ】 早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われた場合	70%		30%		0%
【早期避難率低】 早期避難者比率が低い場合	20%		50%		30%
避難開始時間 (昼)	夏 5分	冬 7分	夏 15分	冬 17分	津波到着後
(夜)	夏 10分	冬 12分	夏 20分	冬 22分	

<国が公表した被害の特徴>

- ① 巨大な津波により膨大な数の死者が発生
日本海溝地震で約 19.9 万人、千島海溝地震で約 10 万人と推計される。
- ② 建物被害、ライフライン・インフラ被害など、甚大な被害が発生
日本海溝地震で約 22 万棟、千島海溝地震で約 8.4 万棟と推計される。
- ③ 北海道から千葉県までの広域にわたり被害が発生

<積雪寒冷地特有の課題>

- ① 吹雪や積雪寒冷により避難に時間を要する。
- ② 屋外や寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じる。

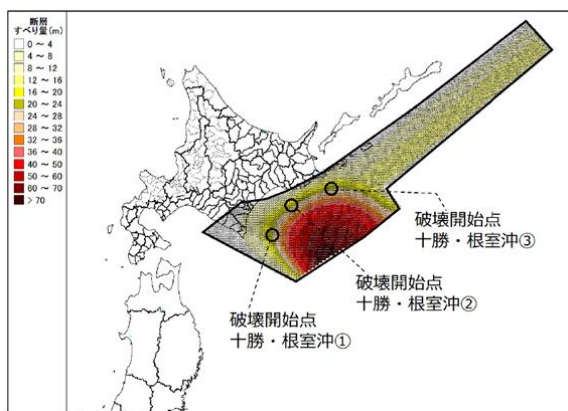


図4_千島海溝モデル地震想定

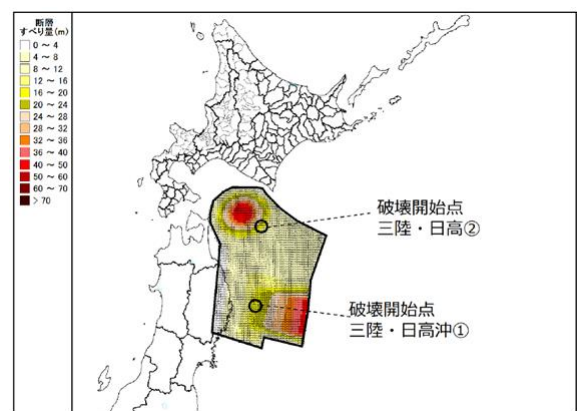


図5_日本海溝モデル地震想定

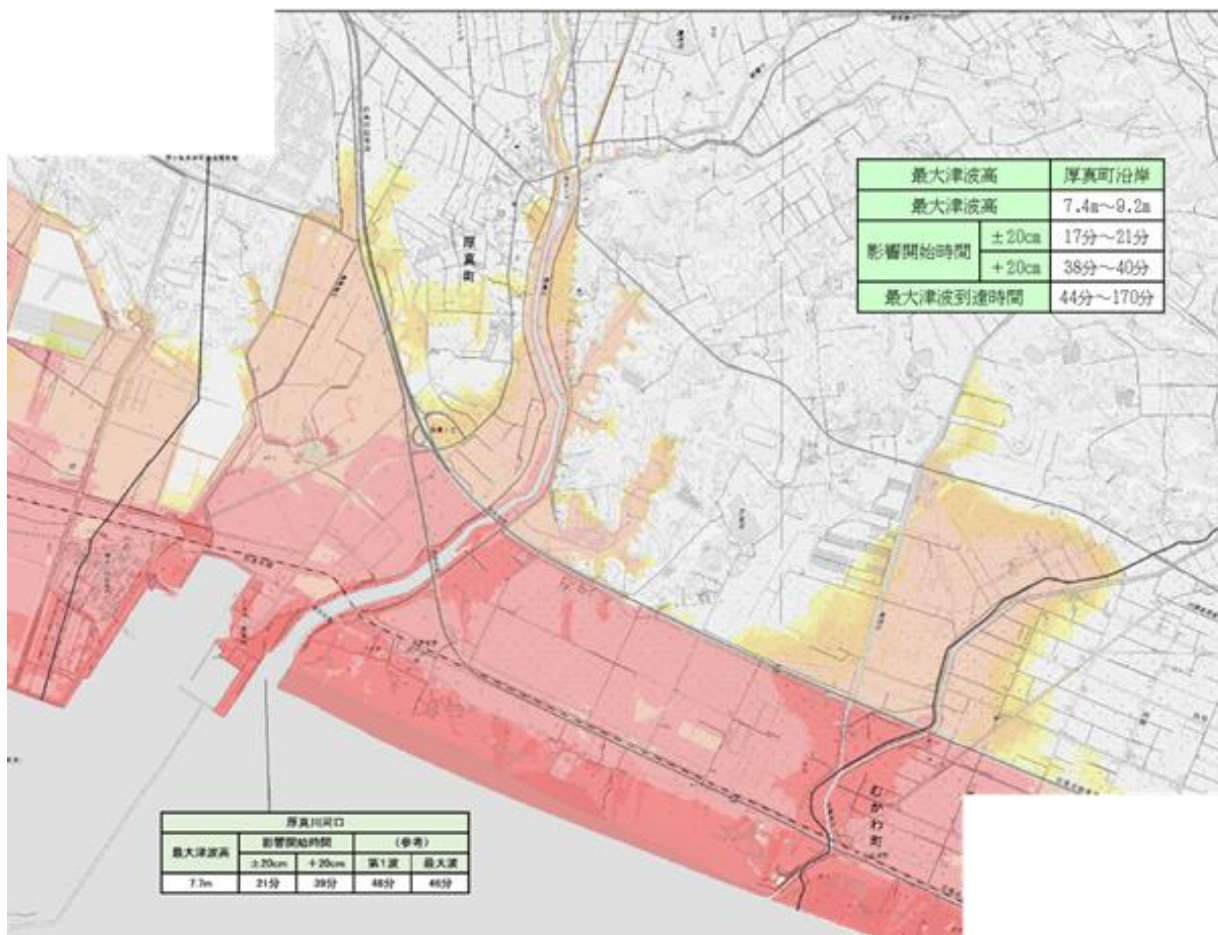


図6_厚真町の津波浸水想定区域

第3 洪水・浸水害

町内には、2級河川厚真川水系、入鹿別川水系があり、河川の氾濫等による洪水・浸水害の浸水想定区域内に住宅地が多く含まれる。また、隣町のむかわ町を流れる鶴川の下流域において氾濫等が発生した場合は、町の鹿沼地区等が浸水想定区域となっている。

第4 土砂災害

町内の土砂災害の危険箇所となる土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は195箇所、特別警戒区域（レッドゾーン）は101箇所が指定となっている。

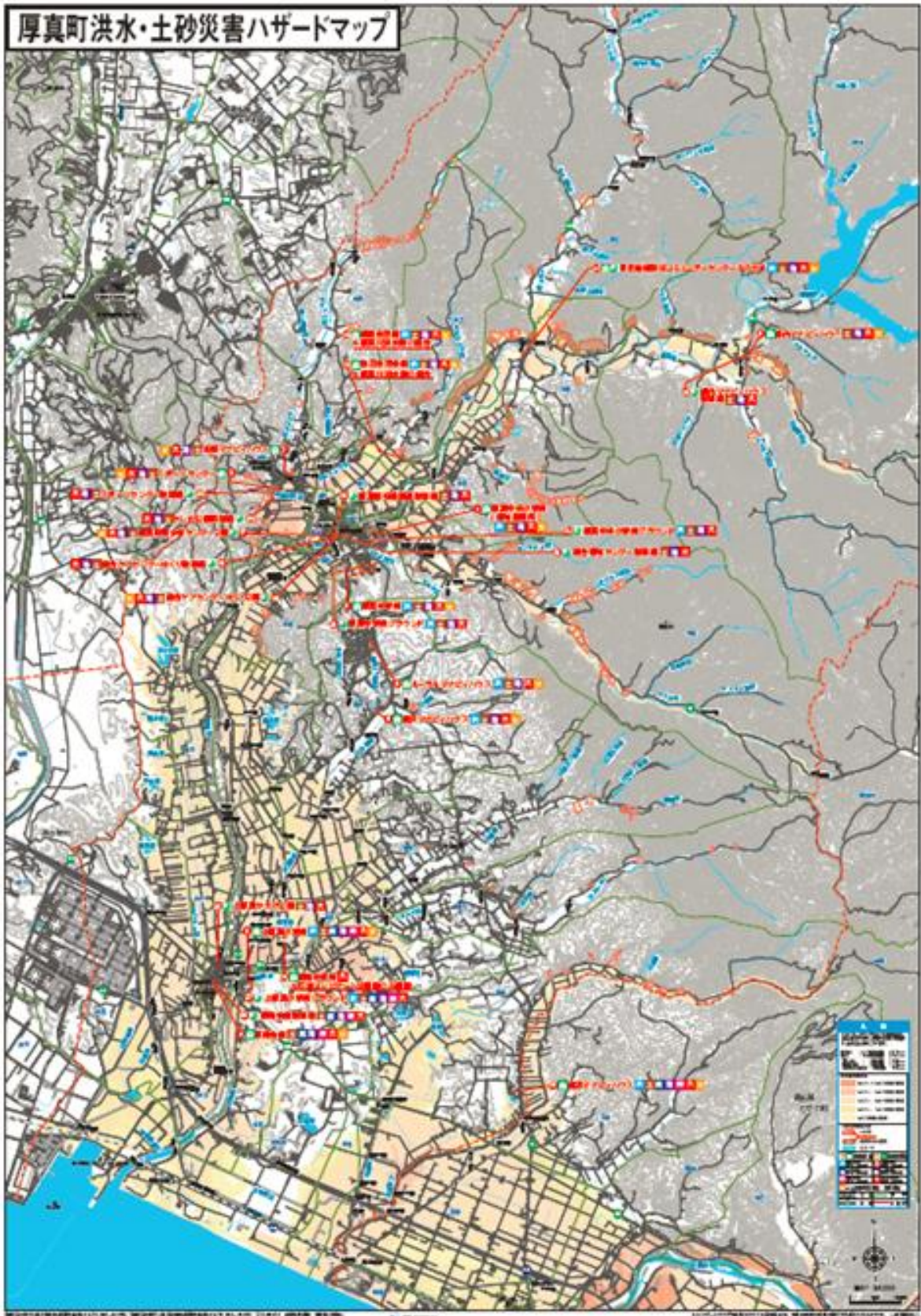


図7_厚真川・入鹿別川・鶴川水系浸水想定区域及び土砂災害警戒区域

第5 その他の災害等

1 感染症

感染症は、微生物等の病原体が体内に侵入して、発熱、咳、下痢、嘔吐などの症状を引き起こすことをいう。

(1) 感染症の種類等

感染症の種類は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に規定する種類をいう。

区 分		対 象
一類感染症	感染力が強く、発症した場合は非常に重篤な状態に陥る可能性がある極めて危険な感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	感染力が強く、発症した場合は重篤な状態に陥る危険が高い感染症	ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS ウイルス感染症）、結核、鳥インフルエンザ
三類感染症	発症した場合に重篤な状態に陥る危険性は少ないものの特定の職業に就業することによって集団発生を引き起こす可能思惟がある感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス
四類感染症	主に動物を介して感染が広がり、健康に影響を与える恐れの高い感染症	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、トリインフルエンザなど
五類感染症	発生動向を調査し、その情報を国民や医療従事者に周知することで発生予防に役立つと考えられる感染症	インフルエンザ、麻疹、ウイルス性肝炎、後天性免疫不全症候群（AIDS）、性器クラミジア感染症、梅毒など
指定感染症	既に知られている感染症の中で一類～三類に「分類されていないもので適切な対策を講じなければ健康に重大な影響を及ぼすと考えられる感染症	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症
新感染症	新たに人から人に感染することが認められ、発症すると重篤な状態に陥る危険が極めて高いと考えられる感染症	現在は該当なし

(2) 感染経路

感染経路は、病原体が生物や環境から他へ侵入することをいい次の4つの経路をいう。

区 分	対 象	主な病原体
接触感染	感染者の体内から排出された病原体や自然界に潜んでいる病原体に触れ、それを体内に取り込んでしまうことで感染する経路	インフルエンザ 咽頭結膜熱
飛沫感染	病原体が含まれた感染者の責やくしゃみ、会話などで生じるしぶき（飛沫）が周囲の人の口や鼻に入り込むことで感染する経路	インフルエンザ 風疹 百日咳 流行性耳下腺炎
空気感染 (飛沫核感染) (エアロゾル)	感染者から排出された病原体が含まれるしぶき（飛沫）の水分のみが蒸発して、内部の病原体だけが空気中に浮遊。それを吸い込んでしまうことで感染する経路	麻疹 水痘 結核
経口感染 糞口感染	経口感染は、病原体が付着した飲食物を口にするによって感染する経路で、糞口感染は、感染者の便に含まれる病原体に触れ、それが口から体内に入る経路	ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症

2 家畜伝染病

家畜伝染病予防法によって定められた家畜がかかる伝染病で、特に伝染性が強く一群の家畜を一時

に失う恐れのある疾病のことをいい、家畜伝染病には、狂犬病、牛疫、豚熱(CSF)、炭疽などが指定されている。

伝染病の種類	家畜の種類
牛疫	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし
牛肺疫	牛、水牛、鹿
口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし
流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし
狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし
水泡性口内炎	牛、馬、豚、水牛、鹿、猪
リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊、水牛、鹿
炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし
出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし
ブルセラ症	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、鹿、いのしし
結核	牛、山羊、水牛、鹿
ヨーネ病	牛、めん羊、山羊、水牛、鹿
ピロプラズマ症(バベシア・ビゲタ、バベシア・ボウゼス、タリシア・エイ、バベシア・カバリ、タリシア・パルバ、タリシア・ヌタ外に限る)	牛、馬、水牛、鹿
アナプラズマ症(アナプラズマ・マージナレに限る)	牛、水牛、鹿
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊、水牛、鹿
鼻疽	馬
馬伝染症貧血	馬
アフリカ馬疫	馬
小反芻獣疫	めん羊、山羊、鹿
豚熱	豚、猪
アフリカ豚熱	豚、猪
豚水疱症	豚、猪
家きんコレラ	鶏、あひる、うずら、七面鳥
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病(農林水産省令で定めるものに限る)	鶏、あひる、うずら、七面鳥
家きんサルモネラ症	鶏、あひる、うずら、七面鳥
腐蛆病	蜜蜂

(1) 鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザが引き起こす鳥の病気である。抗原性やウイルスの型によって「高病原性鳥インフルエンザ」、「低病原性鳥インフルエンザ」に区分され、感染するとその多くが死んでしまう。

鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になった糞を吸い込んだりその鳥の糞や内臓に直接触れてウイルスに汚染された手から鼻へ入るなど、人体に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染する。

(2) 豚熱 (CSF)

豚熱 (CSF) は豚やいのししが感染する病気で、強い伝染力と高い致死率が特徴である。

感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。治療法はなく、発生した場合、影響が甚大であることから家畜伝染病に指定されている。また、人に感染することはない、仮に豚熱に感染した豚の肉や内臓を食べても人体に影響はない。

第3章 利用の目的等

第1 利用の計画

災害時の空地利用は災害が発生した以降、被災状況によりその使用の可否を判断し、速やかに応急活動を実施するため、災害リスク（ハザード）に応じた利用を計画しておくことが必要である。

このため、災害时空地利用のニーズは、時間とともに変化することから、その変化にも対応ができるように考慮した利用を計画する。

第2 主な利用目的

- 1 一時避難場所
- 2 ヘリポート
- 3 応援部隊活動拠点
- 4 応急対応・復旧資材置き場
- 5 応急仮設住宅建設地
- 6 災害廃棄物仮置き場
- 7 災害廃棄物集積場
- 8 家畜伝染病埋却場所
- 9 駐車場

第4章 災害時空地利用情報の把握

第1 空地情報の把握

想定される災害時空地利用ニーズに対し、町が保有する現存の空地情報を把握する。
この際、必要に応じ、国及び北海道の公有地及び企業等が所有する民有地情報も収集する。

第2 収集する地積基準

利用目的に応じた地積の基準を下記のとおりとする。

- 1 一時避難場所：100 m²以上
- 2 ヘリポート：2,500 m²以上（別紙第1「ヘリポートの離着陸に必要な地積」参照）
- 3 応援部隊活動拠点：900 m²以上
- 4 応急対応・復旧資材置き場：900 m²以上
- 5 応急仮設住宅建設地：900 m²以上（1戸あたり平均29.7 m²（9坪）標準×30戸）
- 6 災害廃棄物仮置き場：400 m²以上
- 7 災害廃棄物集積場：10,000 m²以上
- 8 家畜伝染病埋却場所：260 m²以上（別紙第2「家畜伝染病予防法に基づく埋却要領」参照）
- 9 駐車場：400 m²以上

第3 利用可能な空地情報の整理

把握した利用可能な空地情報は、台帳及び地図に整理し、標記しておくものとする。

- 1 航空写真等の活用
空地の現況等を分かり易くするため、努めて現地の航空写真及び現況写真を準備しておくものとする。
- 2 現地調査
現地の調査は、利用可能な状況にあるかを下記事項について確認・調査しておくものとする。
 - (1) 基準のとおり地積はあるか。
 - (2) 進入進出の容易性、道路との接合状況等
 - (3) 敷地内の建築物、障害物等の有無
 - (4) 植生、地面の状況・段差、排水性等
 - (5) 敷地内に危険箇所の有無

第5章 災害時等空地利用の予定

空地情報の把握により、現存する空地を利用目的別にあらかじめ予定して、災害時における対応を迅速かつ効果的に行うものとする。

第1 施設・空地利用予定

別紙第3「災害時等の施設・空地利用計画」

第2 空地利用場所

- 1 別紙第4「災害時等空地利用予定場所」
- 2 別紙第5「災害時等空地利用予定場所図」

第6章 利用ニーズの調整

第1 利用要望等の調整

庁内利用関係部署、防災関係機関等利用見積及び災害発生時の災害復旧業者等からの利用要望を調整し、効果的・効率的な防災空地の利用を行うものとする。

第2 優先順位の決定

人命救助に係る活動を最優先とし、町民の生命・生活の援助、ライフラインの復旧等を考慮し、利用ニーズをもとに各機関等と調整の上、空地使用の優先順位を決定する。

第7章 計画の見直し・更新

空地状況に応じて更新することは、災害対策の実効性を高めるため重要である。

災害時空地利用計画は、災害時に迅速かつ適切な空地利用を行うため、ハザードマップの見直しや空地の利用方法等に変更があった場合など定期的又は適宜に空地利用計画の見直しを行うものとする。

この際、見直しを行った場合は、現地調査も含めて行い、防災空地利用詳細情報票等も作成しておくものとする

第1 定期見直し

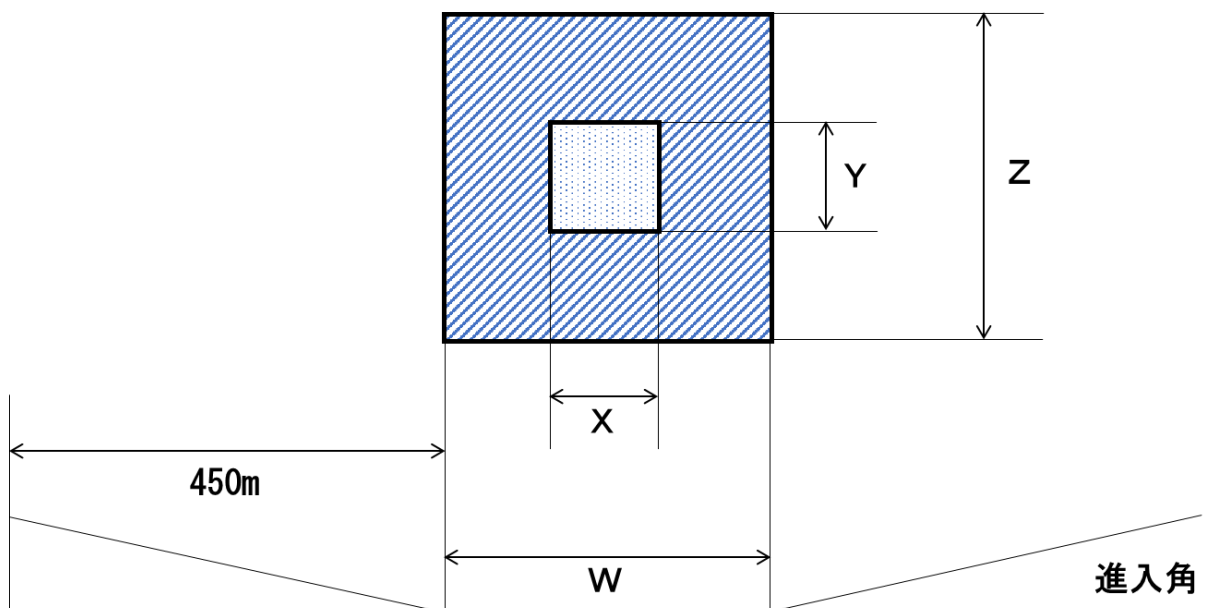
毎年4月1日を基準に見直し。

第2 その他の見直し

町有地等の増減など、空地利用に影響がある場合、適宜見直しを行う。

ヘリポートの離着陸に必要な地積

機 種	参考機種		進入角	着陸点		離着陸地帯	
				X	Y	W	Z
小型ヘリ	自衛隊 OH-6		10°	5m	5m	30m	30m
中型ヘリ	自衛隊 UH-1J		8°	6m	6m	50m	50m
	道防災ヘリ はまなす (消防ヘリ)						
大型ヘリ	自衛隊 CH-47		6°	20m	20m	100m	100m



家畜伝染病予防法に基づく埋却要領

1 死体又は物品の埋却

(1) 埋却を行う場所

ア 埋却行う場所の選定

死体の埋却を行う場所については、原則として、あらかじめ農場ごとに確保している埋却予定地で行う。埋却予定地の選定に当たっては、以下の点について留意し、必要に応じて、道の関係部局と相談の上、実施する。

- (ア) 可能な限り、当該農場内又はその近接地とすること。
- (イ) 飼養頭数に応じた広さを確保しておくこと。
- (ウ) 飲用水源等との距離を確保し、河川、湖、池等に近い場所は可能な限り避けること。
- (エ) 井戸（飲用水取水池を含む）に近い場所、飲用水源の上流域又は地下水位が高い場所は避けること。
- (オ) 人家、飲料水、河川又は道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所であること。
- (カ) 埋却予定地に文化財が埋蔵されていないこと。

イ 埋却予定地で埋却ができない場合

埋却に適した土地であるかを最終的に確認するための試掘により、埋却溝を設けることができない場合は、上記(1)項の留意点を考慮し、速やかに代替地を確保又は盛土方式による埋却を検討する。

農場外の埋却地へ死体又は物品を輸送する場合は、厳重に被包し、又は、消毒を行うなど、病原体散逸防止措置を徹底する。

2 埋却の方法

死体又は物品の埋却は 周辺環境等に十分に留意した上で、都道府県の関係部局と十分な相談の上、次の方法により実施する。

(1) 埋却溝を設ける場合の掘削方法

ア 消毒ポイントを設置するなど、埋却作業に伴う病原体の散逸防止措置を徹底すること。

イ 埋却に適した土地であるかを最終的に確認するために試掘を行うこと。

ウ 天候に留意し、必要に応じて雨水対策等を実施すること。

エ 埋却溝は、死体又は物品を入れてなお地表まで1m以上の余地を残す深さとする。

なお、体液・ガスの噴出を防ぐことを目的に、覆土によって体液を吸収するためには、覆土の厚さは少なくとも2m以上であることが望ましい。

オ 多頭数を埋却する場合は、地形等が許す限り、幅は牛2頭程度を並列で配置できるようにし、複数の埋却溝を並列に掘削する場合については、7～10mの間隔を空ける。

【参考】 底幅4m、深さ4m、長さ10mの埋却溝で目安となる埋却頭数

- ・成牛（死体の平均で500～600kgを想定）：約20頭
- ・肥育豚（死体の平均で75kg程度を想定）：約140頭
- ・鶏（成鶏を想定）：約8,000羽

カ 掘削時に地下水の出水等がないことを確認する。

キ 地下水の汚染防止等を目的とし、掘削面全面に防水シート（ブルーシート等）を敷く場合は、防

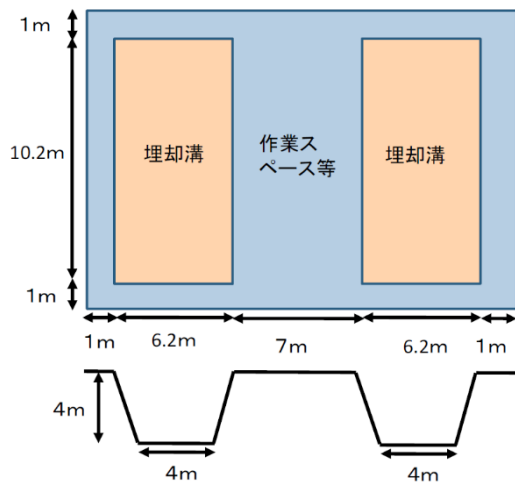
水シートが埋却溝に落下しないように杭で固定する。なお、防水シートを用いる場合には、消毒薬として生石灰を用いない。（発熱により防水シートが破損する恐れあり）

ク 掘削後、速やかに埋却溝の底面と法面に消石灰粉又は生石灰その他の十分な持続性及び消毒効果を持つ薬剤を散布する。（消石灰粉を用いる場合の散布量の目安は1 m²当たり 1kg）

3 埋却の参考

- (1) 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに感染した家きん等（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）

《鶏の埋却に必要な標準的な面積のイメージ》

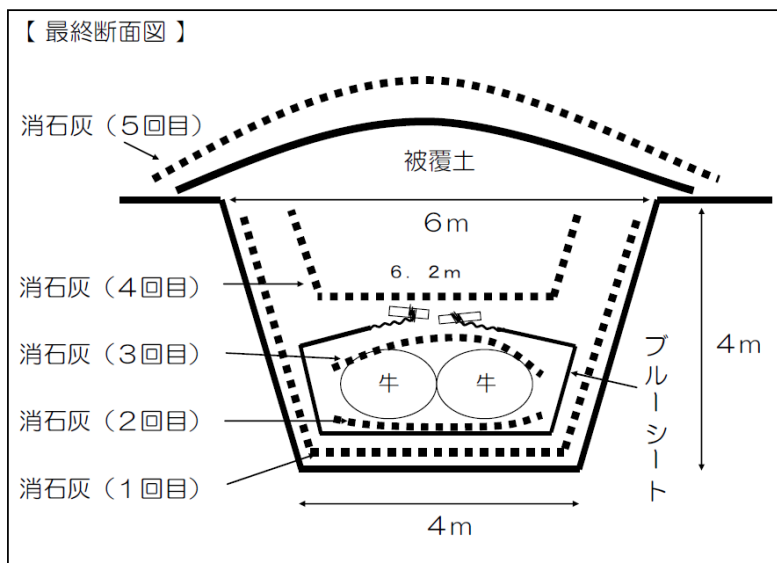


【埋却可能頭数の計算例（鶏）】

- 標準的には成鶏 100 羽あたり、概ね 0.7 m²
- 埋却溝の底面積 4m × 8m × 2 本 = 64 m²（周囲 1.1m は法面）
- 成鶏 100 羽あたり必要な底面の面積 0.178 m² / 100 羽
- 当該埋却地に埋却可能頭数 64 m² ÷ 0.178 m² / 100 羽 ≒ 36,000 羽
（100 羽あたり必要な埋却地（12.2m × 21.4m） ÷ 36,000 頭 ≒ 0.7 m²）

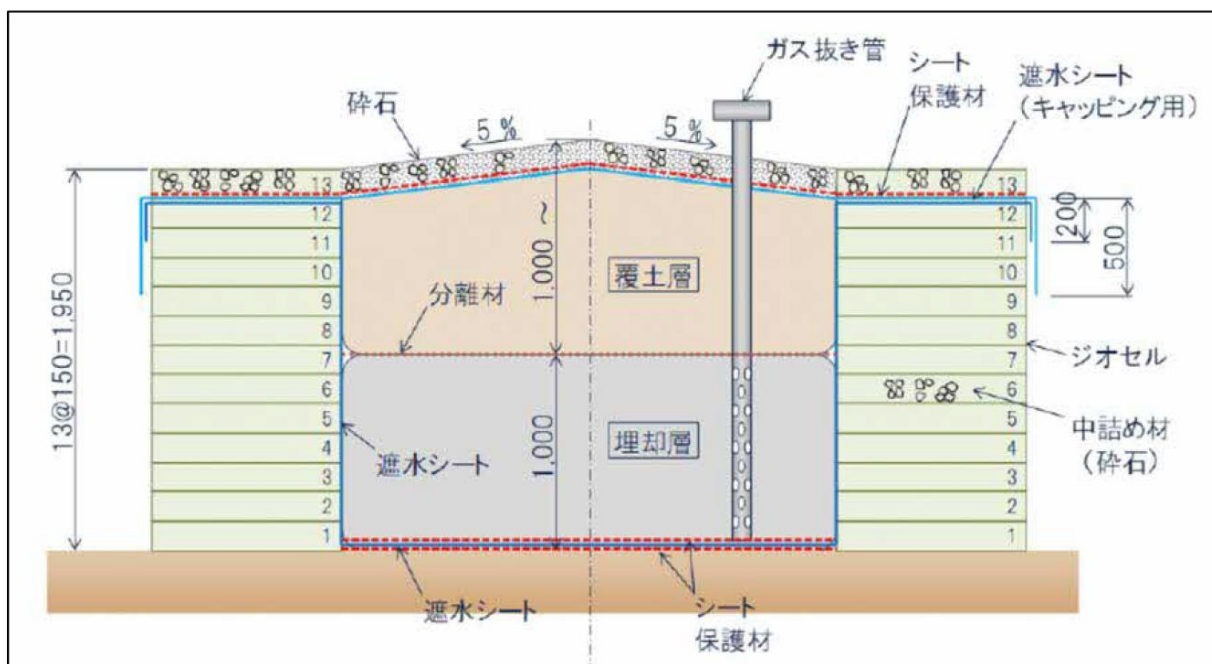
- (注) ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、7～10mの間隔を空ける。
 ② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとる。
 ③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなる。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくならないように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れる。

- (2) 口蹄疫対応（牛）での覆土後の埋却溝の例



防水シート（ブルーシート）を敷いた場合

(3) 盛土方式による埋却槽の基本構造図



4 町内の主要な家畜農場

農場名	対象家畜	頭数	埋却場所	
(有)厚真ファーム	和牛	306	敷地内	
(株)FTファーム	豚	6,289	敷地内	
希望農場	豚	2,332	敷地内	
(株)敷島ファーム	和牛	631	敷地内	
	豚	144	敷地内	
日本ホワイトファーム(株)	CS-2	鶏	198,000	敷地内2箇所 ・旧CS-5 : 8,280 m ² ・旧CS-7 : 5,640 m ² ・掘削土仮置場 (厚和7番地) 5,000 m ²
	CS-4	鶏	182,400	
	CS-6	鶏	172,800	
	CS-8	鶏	172,800	
	CS-9	鶏	150,700	
テンアール(株)	鶏	4,316	敷地内	

災害時等の施設・空地利用計画

区分	災害対策本部		指定避難所 (14箇所)	指定緊急避難場所 (16箇所)	物資拠点	ヘリポート	開線短期開地				災害VC		仮設住宅 建設場所	災害廃棄物 集積場所	家畜 伝染病 予備 埋却 場所	土砂 採取 場所 (水防 対策)	
	対策本部	現地対策					リエゾン	自衛隊拠点	消防団拠 拠拠点	警察団拠 拠拠点	ボランティア センター	サテライト					
水が 付 か な い	地震	本庁舎	—	・中央小 ・厚真中 ・スポセン ・厚南会館	・スタードーム ・旧富野小	・ならやま ・厚高グラウンド ・中央小グラウンド ・厚真中グラウンド ・町宮野球場 ・厚南中グラウンド ・上厚真中央公園 ・旧軽舞小グラウンド ・旧鹿沼小グラウンド ・上厚真小グラウンド ・野原公園駐り場	福祉センター	・福祉センター ・厚高グラウンド ・スタードーム	・福祉センター ・町宮野球場 ・スタードーム	・福祉センター ・町宮野球場 ・スタードーム	中央小	—	・ともしきの里横 ・本郷ポンプ場横 ・表町西側 ・町民広場 ・旧公営住宅跡地 ・旧上厚真丘陵公園 ・上厚真公社所有地 ※被災規模・被災場 所等を調査し、上記予 定場所から選択	・こぶしの湯東側 ・豊沢工業団地 ・上厚真パークゴルフ場	事業者 敷地内	—	
	火山	本庁舎	—	・上厚真小 ・幌内マナビイ ・本郷マナビイ ・豊沢マナビイ	・スタードーム ・旧富野小		福祉センター	—	—	—	スポセン	厚南中				—	
	土砂災害	本庁舎	—	・豊沢マナビイ ・ルールマナビイ ・鹿沼マナビイ ・ならやま	・スタードーム ・旧富野小		福祉センター	福祉センター	福祉センター	福祉センター	スポセン	—				—	—
	コンピュータ災害	本庁舎	厚南会館	・厚南会館 ・上厚真小 ・厚南中	・スタードーム ・旧富野小		福祉センター	福祉センター	福祉センター	福祉センター	—	—				—	—
水が 付 く	幌内地区 ～ 朝日地区	本庁舎	ならやま	・中央小 ・厚真中 ・上厚真小 ・豊沢マナビイ ・ルールマナビイ ・鹿沼マナビイ ・ならやま ・桜丘生活会館 ・幌里生活館	・スタードーム ・旧富野小	福祉センター	・スポセン ・福祉センター	・スポセン ・福祉センター	・スポセン ・福祉センター	中央小	—	福祉センター	事業者 敷地内	豊沢地区 工業団地	—		
		中央小	—		・中央小 ・厚真中 ・上厚真小 ・豊沢マナビイ		・旧富野小	中央小	上厚真小	上厚真小	厚南会館				上厚真小	福祉センター	
	美里地区 ～ 富野地区	本庁舎	厚南会館		・スタードーム		福祉センター	・スポセン ・福祉センター	・スポセン ・福祉センター	・スポセン ・福祉センター	中央小				—	—	
		本庁舎	上厚真小		・スタードーム ・旧富野小		福祉センター	・スポセン ・福祉センター	・スポセン ・福祉センター	・スポセン ・福祉センター	中央小				厚南中	—	
	津波	本庁舎	厚南会館		④厚南会館 ⑤上厚真小 ⑩鹿沼マナビイ		・スタードーム ・旧富野小	福祉センター	・スポセン ・福祉センター	・スポセン ・福祉センター	・スポセン ・福祉センター				中央小	厚南中	—

災害時等空地利用予定場所

連番	場所名	地番	面積 (㎡)	座標		標高 (m)	利用目的			
				緯度経度	UTM		仮設住宅	廃棄物集積	ヘリポート	土砂採取
①	厚北地域防災コミュニティセンターならやま南側	富里 331-2	962	42.754224, 141.923005	54TWN75533394	37.1			○ (要望中)	
②	こぶしの湯あつま東側	本郷 195-1	4,860	42.735101, 141.868005	54TWN71053176	22.1		○(一般)		
		本郷 229-1	35,878							
③	かしわ公園南側	本郷 230-1	4,859	42.732371, 141.864038	54TWN70733146	19.8				
④	ともいきの里横	本郷 236-6	15,022	42.733122, 141.867501	54TWN71013154	18.9	○(有効面積 950 ㎡、18 戸)			
⑤	厚真高校グラウンド	本郷 234-3	約 26,250	42.731658, 141.865897	54TWN70883138	18.2			○	
⑥	町営野球場	本郷 283-1	約 20,170	42.729751, 141.862614	54TWN70623117	17.2			○	
⑦	本郷ポンプ場横	本郷 276-1	5,181	42.729531, 141.869041	54TWN71143115	16.6	○(有効面積 950 ㎡、21 戸)			
⑧	【造成予定】表町西側(新設表町バイパス道路東側)	表町	約 34,000	42.726134, 141.872699	54TWN71453077	17.4	○(有効面積 20400 ㎡、136 戸)			
⑨	表町南側	表町 158-1	4,727	42.723115, 141.871766	54TWN71373044	17.1				
⑩	町民広場	新町 99-2	21,764	42.722540, 141.882387	54TWN72243083	18.8	○(有効面積 13700 ㎡、87 戸)			
⑪	旧公営住宅跡地(中央小グラウンド下向側)	新町 124	10,109	42.722012, 141.884426	54TWN72413032	28.4	○(有効面積 2500 ㎡、16 戸)			
⑫	中央小学校グラウンド	新町 92-1	約 9,864	42.722136, 141.886089	54TWN72553034	35.5			○	
⑬	厚真中学校グラウンド	新町 464	約 10,129	42.718039, 141.886926	54TWN72622989	31.5			○	
⑭	豊沢地区工業団地	豊沢 481-22	25,766	42.697537, 141.889114	54TWN72822761	31.5		○(解体)		○(水防)
⑮	旧軽舞小学校グラウンド	軽舞 205-2	約 5,261	42.664038, 141.909317	54TWN74522391	27.6			○	
⑯	厚南中学校グラウンド	富野 75-2	約 20,615	42.649595, 141.865838	54TWN70972227	7.8			○	
⑰	旧上厚真近隣公園	上厚真 18-1	19,062	42.646699, 141.849373	54TWN69632193	6.7	○(有効面積 8100 ㎡、20 戸)			
⑱	上厚真神社敷地	上厚真 131-2	3,370	42.644091, 141.848645	54TWN69572164	7.3				
⑲	上厚真パークゴルフ場	上厚真 72-5	9,583	42.641652, 141.850818	54TWN69752137	6.3		○(一般)		
⑳	上厚真中央公園	上厚真 252-17	約 26,283	42.639582, 141.849890	54TWN69682114	5.5			○	
㉑	上厚真公社所有地	上厚真 258-2	11,248	42.638336, 141.848775	54TWN69592100	6.3	○(有効面積 11700 ㎡、78 戸)			
		上厚真 252-13	13,105							
㉒	上厚真小学校グラウンド	厚和 64	約 5,754	42.641869, 141.856794	54TWN70242140	18.8			○	
㉓	旧鹿沼小学校グラウンド	鹿沼 203-1	8,125	42.622554, 141.920759	54TWN75511931	11.6			○	
㉔	野原公園サッカー場	浜厚真 308	約 31,716	42.609288, 141.841350	54TWN69011777	3.3			○	

災害時等空地利用予定場所図

